

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
コニカミノルタホールディングス株式会社  
取締役  
代表執行役社長 松崎正年

### 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年12月11日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

#### 決議事項

議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前	変更後
(商号) 第1条 当社は、 <u>コニカミノルタホールディングス株式会社</u> と称する。英文では、 <u>KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>コニカミノルタ株式会社</u> と称する。英文では、 <u>KONICA MINOLTA, INC.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理 イ. 事務用機械器具及び材料の製造及び販売 ロ. 写真機械及び附属品並びにその他の光学機械器具、レンズ及び理化学機械器具の製造及び販売 ハ. 写真感光材料一般の製造及び販売 ニ. 印刷用機械器具及び材料の製造及び販売 ホ. 医薬品及び医薬部外品並びに医療用機械器具及び材料の製造及び販売 ヘ. 測定器、計量器及び度量衡器の製造及び販売 ト. 電気、電子、磁気及び通信機械器具並びに材料の製造及び販売 チ. 精密機械及び工具類の製造及び販売 (新設) リ. 上記イ.及びロ.、並びにニ.からチ.までに関連するデバイス、部品等の製造及び販売	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (削除) 1. 事務用機械器具及び材料の製造及び販売 2. 光学機械器具、レンズ及び理化学機械器具の製造及び販売 3. 機能性フィルム、機能材料・素材等の製造及び販売 4. 印刷用機械器具及び材料の製造及び販売 5. 医薬品及び医薬部外品並びに医療用機械器具及び材料の製造及び販売 6. 測定器、計量器及び度量衡器の製造及び販売 7. 電気、電子、磁気及び通信機械器具並びに材料の製造及び販売 8. 精密機械及び工具類の製造及び販売 9. <u>画像入出力技術等を用いた業務用、一般用機械器具及び材料の製造及び販売</u> 10. <u>上記1.から9.までに関連するデバイス、部品等の製造及び販売</u>

<p>又. <u>上記イ. からリ. までに</u>関連するソフトウェアの開発及び販売並びに情報処理・提供サービス業</p> <p>ル. <u>工業薬品の製造及び販売</u></p> <p>ヲ. <u>合成化学製品の製造及び販売</u></p> <p>ワ. <u>画像入出力技術、情報処理技術等に関連する技術の開発事業</u></p> <p>カ. <u>印刷業、製版業</u></p> <p>ヨ. <u>上記ロ. に関連する建設工事の請負</u></p> <p>タ. <u>上記イ. からリ. まで、並びにル. 及びヲ. に記載の製品の輸出入</u></p> <p>レ. <u>上記イ. からタ. までに</u>附帯または関連する一切の事業</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>不動産の賃貸</u></p> <p>3. <u>前各号に</u>附帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条 ゝ (条文省略)</p> <p>第38条</p> <p>(新設)</p>	<p>11. <u>上記1. から10. までに</u>関連するソフトウェアの開発及び販売並びに情報処理・提供サービス業</p> <p>12. <u>工業薬品並びに医療用及び印刷用薬品(毒物、劇物を含む)の製造及び販売</u></p> <p>13. <u>合成化学製品の製造及び販売</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>14. <u>上記2.、5. から7. まで、並びに10. 及び11. に関連する設置工事の請負</u></p> <p>15. <u>上記1. から13. までに</u>記載の製品の輸出入 (削除)</p> <p>16. <u>上記1. から13. までに</u>記載の製品の回収、リサイクル及び古物売買</p> <p>17. <u>不動産の賃貸</u></p> <p>18. <u>前各号に</u>附帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条 ゝ (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、平成25年4月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

以 上